

瀬戸市告示第11号



瀬戸市議会3月定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月12日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 平成31年2月20日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

## 議 案 一 覧 表

第 2 号 議 案	瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例 の一部改正について	1
第 3 号 議 案	瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部改正について	3
第 4 号 議 案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部改正について	4
第 5 号 議 案	瀬戸市市税条例等の一部改正について	7
第 6 号 議 案	学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	1 2
第 7 号 議 案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について	1 7
第 8 号 議 案	瀬戸市介護保険条例の一部改正について	1 8
第 9 号 議 案	瀬戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例の制定につい て	2 0
第 1 0 号 議 案	瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一 部改正について	4 6
第 1 1 号 議 案	市道路線の認定について	4 8
第 1 2 号 議 案	瀬戸市水道法施行条例の一部改正について	5 0
第 1 3 号 議 案	平成 3 0 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
第 1 4 号 議 案	平成 3 0 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第 3 号）	別冊
第 1 5 号 議 案	平成 3 0 年度瀬戸市下水道事業特別会計補正 予算（第 2 号）	別冊

第 1 6 号議案	平成 3 0 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補 正予算（第 2 号）	別冊
第 1 7 号議案	平成 3 0 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補 正予算（第 3 号）	別冊
第 1 8 号議案	平成 3 0 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 2 号）	別冊
第 1 9 号議案	平成 3 1 年度瀬戸市一般会計予算	別冊
第 2 0 号議案	平成 3 1 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会 計予算	別冊
第 2 1 号議案	平成 3 1 年度瀬戸市下水道事業特別会計予算	別冊
第 2 2 号議案	平成 3 1 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予 算	別冊
第 2 3 号議案	平成 3 1 年度瀬戸市介護保険事業特別会計予 算	別冊
第 2 4 号議案	平成 3 1 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計 予算	別冊
第 2 5 号議案	平成 3 1 年度瀬戸市水道事業会計予算	別冊
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について	別途
報告 第 1 号	専決処分の報告について	別紙

31年市長提出第2号議案

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の一部改正について

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成31年2月20日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の一部を改正する条例

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例（平成15年瀬戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

区分		金額						
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	22時以降1時間につき
マルチメディア電子会議室	平日	円 6,470	円 8,610	円 8,610	円 17,230	円 19,380	円 28,000	円 2,580
	土曜日、日曜日及び祝日	7,110	9,480	9,480	18,960	21,330	30,810	2,850
研修室1		2,720	3,630	3,630	7,260	8,160	11,790	1,090
研修室2		4,420	5,890	5,890	11,780	13,250	19,150	1,770
スタジオ1		1,140	1,520	1,520	3,040	3,420	4,940	450
スタジオ2		2,780	3,720	3,720	7,440	8,380	12,100	1,120
録音室		160	220	220	450	510	740	70
インターネットコーナー		4,370	5,830	5,830	11,660	13,120	18,950	1,740
会議室1		430	570	570	1,130	1,280	1,840	170
会議室2		430	570	570	1,130	1,280	1,840	170

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、施設の利用を促進し、及び利用者の利便性の向上を図るため、使用可能となる施設等を追加するに当たり、瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

### 3 1 年市長提出第 3 号議案

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年瀬戸市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第 8 条 <省略> 2 <省略> 3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する</u> <u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し</u> <u>必要な事項は、規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第 8 条 <省略> 2 <省略>

#### 附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

#### (理 由)

この案を提出するのは、平成 3 0 年 8 月 1 0 日付け人事院の「公務員人事管理に関する報告」を考慮し、瀬戸市職員の勤務時間以外の時間における勤務に関し規定するに当たり、瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

3 1 年市長提出第 4 号議案

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 0 年瀬戸市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の規定に基づき、<u>瀬戸市議会議員（以下「議員」という。）</u>に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(議員報酬の額)</p> <p>第 2 条 <u>議員</u>の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p><u>(3) 常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長</u> <u>4 6 1, 0 0 0 円</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の規定に基づき、<u>議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）</u>に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(議員報酬の額)</p> <p>第 2 条 <u>議長等</u>の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>

<p>(4) <u>常任委員会及び議会運営委員会の副委員長</u> 456,000円</p> <p>(5) <u>議員（議長、副議長、常任委員会及び議会 運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議 会運営委員会の副委員長を除く。）</u> 451 ,000円 (議員報酬の支給方法)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 <u>議員</u>が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。</p> <p>4 &lt;省略&gt; (費用弁償)</p> <p>第4条 <u>議員</u>が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費の額は、議長にあつては瀬戸市旅費条例（昭和26年瀬戸市条例第32号）に規定する市長に支給する旅費相当額と、<u>その他の議員</u>にあつては瀬戸市旅費条例に規定する副市長に支給する旅費相当額とし、その支給方法は、一般職の職員の例による。 (期末手当)</p> <p>第5条 <u>議員</u>で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p>	<p>(3) <u>議員</u> 451,000円 (議員報酬の支給方法)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 <u>議長等</u>が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。</p> <p>4 &lt;省略&gt; (費用弁償)</p> <p>第4条 <u>議長等</u>が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費の額は、議長にあつては瀬戸市旅費条例（昭和26年瀬戸市条例第32号）に規定する市長に支給する旅費相当額と、<u>副議長及び議員</u>にあつては瀬戸市旅費条例に規定する副市長に支給する旅費相当額とし、その支給方法は、一般職の職員の例による。 (期末手当)</p> <p>第5条 <u>議長等</u>で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p>
---	--

## 附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。



(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市議会基本条例（平成29年瀬戸市条例第1号）の施行に伴い、議会運営の中心的役割を担うこととなった常任委員会（総務生活、厚生文教、都市活力）及び議会運営委員会の委員長職及び副委員長職に対する議員報酬の額を新たに規定するに当たり、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3 1 年市長提出第 5 号議案

瀬戸市市税条例等の一部改正について

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市市税条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市市税条例 (昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第 9 0 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者 (以下この条において「<u>身体障害者</u>」という。) 又は <u>精神障害若しくは知的障害</u>を有し歩行が困難な者 (以下この号において「<u>精神障害者等</u>」という。) が所有する軽自動車等 (身体障害者で年齢 1 8 歳未満のもの又は <u>精神障害者等</u> と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。) で、当該 <u>身体障害者</u>、<u>当該精神障害者等</u>、<u>当該身体障害者若しくは精神障害者等</u> (以下この条において「<u>身体障害者等</u>」という。) のために当該 <u>身体障害者等</u> と生計を一にする者又は当該 <u>身体障害者等</u> (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) のために当該 <u>身体障害者等</u> (身体障害者等のみで</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第 9 0 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者 (以下「<u>身体障害者</u>」という。) 又は <u>精神に障害</u>を有し歩行が困難な者 (以下「<u>精神障害者</u>」という。) が所有する軽自動車等 (身体障害者で年齢 1 8 歳未満のもの又は <u>精神障害者</u> と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。) で、当該 <u>身体障害者</u>、<u>当該身体障害者若しくは精神障害者</u> (以下「<u>身体障害者等</u>」という。) のために当該 <u>身体障害者等</u> と生計を一にする者又は当該 <u>身体障害者等</u> (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) のために当該 <u>身体障害者等</u> (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護する者が運転するもの (1 台に限る。)</p>

構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) <省略>

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

3及び4 <省略>

附 則

(法人税割の税率の特例)

第23条の2 平成31年10月1日から開始し  
、平成36年9月30日までの間に終了する各

(2) <省略>

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

3及び4 <省略>

附 則

(法人税割の税率の特例)

第23条の2 平成26年10月1日から開始し  
、平成31年9月30日までの間に終了する各

事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、100分の8.4とする。 2から6まで <省略>	事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、100分の8.4とする。 2から6まで <省略>
---	---

(瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例（平成29年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの</u>（以下「<u>身体障害者</u>」という。）又は精神障害若しくは知的障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「<u>精神障害者等</u>」という。）が、自ら運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>(4) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるもの（以下「<u>重度身体障害者</u>」という。）又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢18歳未</p>	<p>附 則 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) <u>身体障害で規則で定めるもの又は精神障害若しくは知的障害があり、歩行が困難な者</u>で規則で定めるもの（以下「<u>精神障害者等</u>」という。）が、自ら運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>(4) <u>前号に規定する身体障害者のうち特に著しい障害を有する者</u>で規則で定めるもの（以下「<u>重度身体障害者</u>」という。）又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者</p>

<p>満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該3輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。)における当該3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>(5) <u>身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）</u>が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>(6) <u>その構造が専ら身体障害者の利用に供するためのものと認められる3輪以上の軽自動車</u>の取得</p> <p>(7) <u>専ら身体障害者が運転するための構造変更</u>がなされた3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>2 市長は、医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の3輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。</p>	<p>で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該3輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。)における当該3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>(5) <u>身体障害者で規則で定めるもの又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）</u>が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</p> <p>(6) <u>構造上身体障害者で規則で定めるものの利用に供するものと認められる3輪以上の軽自動車</u>の取得</p> <p>(7) <u>専ら身体障害者で規則で定めるものが運転するための構造変更がなされた3輪以上の軽自動車</u>の取得</p> <p>2 市長は、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の3輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。</p>
---	--

## 附 則

この条例中、第1条の規定は平成31年10月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

## (理 由)

この案を提出するのは、軽自動車税の種別割及び環境性能割における減免の範囲の整合を図り、及び法人市民税の法人税割の税率の特例を延長す

るに当たり、瀬戸市市税条例及び瀬戸市市税条例の一部を改正する条例中  
所要の事項を改正するため必要があるからである。

3 1 年市長提出第 6 号議案

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定  
について

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように  
定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市クリーンセンター条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市クリーンセンター条例 (昭和 3 5 年瀬戸市条例第 1 0 号)  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第 6 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号) 第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(6) 学校教育法に基づく<u>短期大学 (同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u> 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令 (明治 3 6 年勅令第 6 1 号) に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学 (旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。) 若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した (同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)<u>後、4 年以上廃棄物の処理に関</u></p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第 6 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号) 第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令 (明治 3 6 年勅令第 6 1 号) に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学 (旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。) 若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

<p>する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく<u>短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)から(11)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(7) 学校教育法に基づく<u>短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後</u>、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)から(11)まで &lt;省略&gt;</p>
---	--

（瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒</p>



<u>業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u> (6)から(10)まで <省略> 4及び5 <省略>	<u>業した者</u> (6)から(10)まで <省略> 4及び5 <省略>
--	--

（瀬戸市水道法施行条例の一部改正）

第3条 瀬戸市水道法施行条例（平成24年瀬戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)及び(2) <省略> (3) 学校教育法による <u>短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）</u> 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 <u>（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）</u> 、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)及び(5) <省略> (6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に <u>基づく</u> 大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するも	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)及び(2) <省略> (3) 学校教育法による <u>短期大学</u> 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて <u>卒業した後</u> 、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)及び(5) <省略> (6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に <u>よる</u> 大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

の

(7)及び(8) <省略>

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) <省略>

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) <省略>

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を

(7)及び(8) <省略>

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) <省略>

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) <省略>

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

有する者 (5)及び(6) <省略>	(5)及び(6) <省略>
-----------------------	---------------

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### (理 由)

この案を提出するのは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、瀬戸市クリーンセンター条例、瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瀬戸市水道法施行条例中  
所要の事項を整理するため必要があるからである。

### 3 1 年市長提出第 7 号議案

瀬戸市火災予防条例の一部改正について

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和 3 7 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(避雷設備) 第 1 6 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本産業規格</u> に適合するものとしなければならない。	(避雷設備) 第 1 6 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するものとしなければならない。
2 <省略>	2 <省略>

附 則

この条例は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、工業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）の一部改正に伴い、瀬戸市火災予防条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

3 1 年市長提出第 8 号議案

瀬戸市介護保険条例の一部改正について

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料に関する申告) 第 1 2 条 <省略> <u>(保健福祉事業)</u> 第 1 2 条の 2 市は、法第 1 1 5 条の 4 9 の規定により、被保険者が要介護状態等となることを予防する事業及び要介護被保険者を現に介護する者を支援するために必要な事業を行う。	(保険料に関する申告) 第 1 2 条 <省略>
2 前項に定めるもののほか、保健福祉事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 9 に規定する保健福祉事業を実施するに当たり、瀬戸市介護保険

条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

### 31年市長提出第9号議案

瀬戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

瀬戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

平成31年2月20日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第2条）

第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第3条・第4条）

第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第5条―第30条）

第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第31条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当居宅介護支援（同号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及

び運営に関する基準について定めるものとする。

## 第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号



）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

### 第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準

(従業者の員数)

第3条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

### 第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者

又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請に

ついて、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援

を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第13条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、

理解しやすいように説明を行う。

- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対

して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家



- 族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
  - (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第70号）第6条の規定によりその定めるとおりとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この号において「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
  - (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
  - (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。
  - (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
  - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
  - イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号に

において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じ

て随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行う

ための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、当該国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護

支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった

者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(指定居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第26条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項に



において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第14条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準

第31条 前3章（第27条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第19条」とあるのは「第31条において準用する第19条」と、第11条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。））」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成33年3月31日までの間は、第4条第2項（第31条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第4条第1項（第31条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。

（瀬戸市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定

める条例の一部改正)

3 瀬戸市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例（平成24年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、<u>第79条第2項第1号、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者等（指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）</u>、指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）及び指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）をいう。以下同じ。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービス事業者等の<u>資格</u>)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号、<u>第79条第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）及び指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービス事業者等の<u>指定をしてはならない場合</u>)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型</p>

する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

(暴力団の排除)

第4条 指定地域密着型サービス事業者等は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号。以下「暴力団排除条例」という。)  
第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

(瀬戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 瀬戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年瀬戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(瀬戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成31年瀬戸市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第14条第9号に規定するサービス担当</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この</p>

<p>者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第93条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準条例第14条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。</u></p>	<p>章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第93条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>県基準条例第10条の5の規定によりその定めるとおりとされる指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。</u></p>
---	---

(理由)

この案を提出するのは、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるため必要があるからである。

瀬戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案要綱

この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務を実施するに当たり、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 指定居宅介護支援の事業の基本方針

指定居宅介護支援の事業は、高齢者等が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、また適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行わなければならないこととするもの。（第2条関係）

第2 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準について

指定居宅介護支援の事業について、従業者の員数、管理者の基準を規定するもの。（第3条及び第4条関係）

第3 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準について

指定居宅介護支援の事業について、内容及び手続きの説明及び同意を始めとした指定居宅介護支援事業者が実施しなければならないこと等の運営の基準を規定するもの。（第5条から第30条関係）

第4 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準について

基準該当居宅介護支援の事業について、指定居宅介護支援等の事業の基準を準用することを規定するもの。（第31条関係）

第5 その他

施行日を平成31年4月1日とし、第4条第2項及び第31条に規定する管理者に関する経過措置を設け、附則において瀬戸市指定地

域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例及び瀬戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するもの。



3 1 年市長提出第 1 0 号議案

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部改正について

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和 5 3 年瀬戸市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年の所得（1月から<u>10</u>月までの間にあっては、前々年の所得）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から<u>10</u>月までの間にあっては、前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年の所得（1月から<u>7</u>月までの間にあっては、前々年の所得）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から<u>7</u>月までの間にあっては、前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下</p>

以下「政令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの及びその者に現に扶養されている児童	「政令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの及びその者に現に扶養されている児童
(6) <省略>	(6) <省略>
5 <省略>	5 <省略>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の受給資格については、なお従前の例による。

(瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例(平成30年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年8月以後」を「平成31年11月以後」に、「同年7月以前」を「同年10月以前」に改める。

(理 由)

この案を提出するのは、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の一部改正に伴い、瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

31年市長提出第11号議案

市道路線の認定について

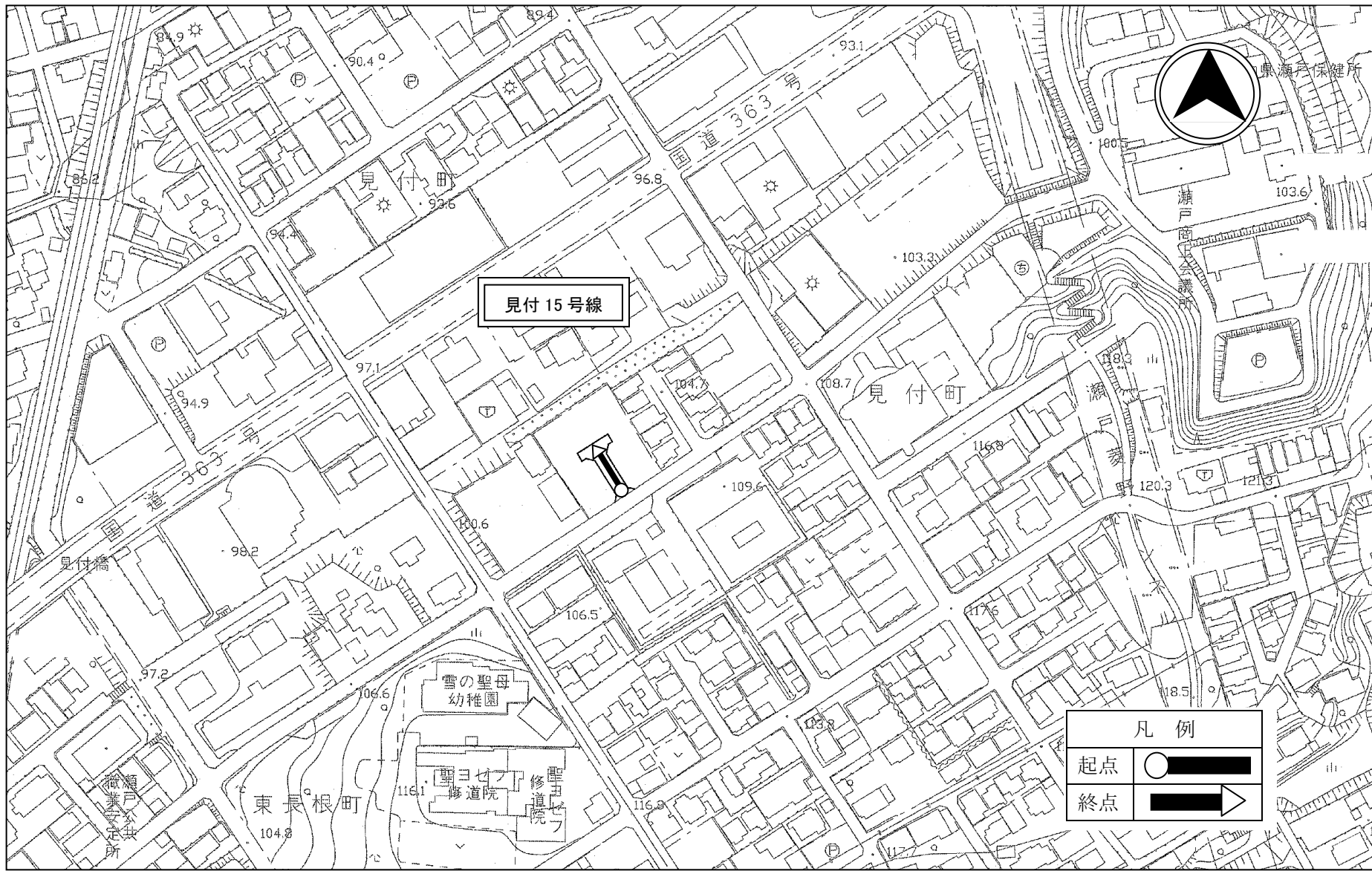
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月20日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点
		終 点
07124	見付15号線	見付町55番8地先
		見付町55番14地先

認定路線図



3 1 年市長提出第 1 2 号議案

瀬戸市水道法施行条例の一部改正について

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道法施行条例（平成 2 4 年瀬戸市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(8) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(8) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 4 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定により<u>布設工事監督者に必要な</u>資格を有する者</p> <p>(2)から(6)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 4 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定により<u>水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う</u>資格を有する者</p> <p>(2)から(6)まで &lt;省略&gt;</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例中第3条第8号の改正規定は平成31年4月1日から、第4条第1号の改正規定は公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の瀬戸市水道法施行条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

### (理 由)

この案を提出するのは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正に伴い、瀬戸市水道法施行条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。